担当部署: 都市建設課

処分の概要	指定認定事務支援法人の指定の取消し
法 令 名 根 拠 条 項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令 第4条
法令番号	平成13年政令第238号

【基準】

政令第4条の規定による。

(指定の取消し)

- 第4条 計画作成都道府県知事等は、指定認定事務支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。
 - (1) 法第5条の12第1項の国土交通省令で定める要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 第1条第2項第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (3) 第2条の規定に違反したとき。
 - (4) 前条の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (5) 不正の手段により指定を受けたとき。

備考

設 定 年 月 日	年 10 月 1 日 最終変更年月	年 月 日
------------------	--------------------------	-------